

# 令和元年安中市教育委員会 5月期定例会 会議録

日時 令和元年5月27日(月) 午後2時から2時30分まで

場所 安中市学習の森ふるさと学習館市民ギャラリー

出席者

## 【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	宮川 直子
委員	湯本 見千子
委員	中島 卯

## 【事務局】

教育長	竹内 徹
教育部長	高橋 信秀
教育部総務課長	欠席
教育部総務課庶務係長	須藤 正巳
教育部総務課学校給食係長	須藤 大輔
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	石田 典久
文化財保護課長	齊藤 勝彦
体育課長	山村 俊幸

◇ 教育部長

皆さんこんにちは。安中市教育委員会5月期定例会を開催いたします。

最初に資料の変更をお願いいたします。本日の議件のうち、報告第6号 平成31年度学校評議員の委嘱についての会議資料の一部について、ただいま学校教育課長が配布をしたものに差し替えをお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶をお願いします。

◇ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 教育部長

ありがとうございました。

それでは、以後の会議の進行は、教育長をお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから令和元年安中市教育委員会5月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

4月期定例会及び5月期臨時会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 教育部長

4月期定例会及び5月期臨時会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略いたします。ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それぞれの会議録について、ご意見やご質問がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

(意見等は)無いようですので、承認いたします。会議終了後に会議録へのご署名をお願いします。

次に、日程第4「諸般の報告」をいたします。

委員の皆さんには、この会議の前に資料を用いてご説明をしましたが、この場であらためてご質問等があれば、お願いします。

\* 委員から質問等は出なかった。

◇ 竹内教育長

5月1日に行われた「中宿 一里塚 除幕式」に関して、先ほど委員さんからご質問がありました。これについて、概略を説明してもらえますか。

◇ 教育部長

中宿地域にお住まいの方々が、地域の歴史の1つとして、現在の中宿公民館がある場所の一角に一里塚の碑をお建てになり、その除幕式が行われました。当日は、教育長の代理で、私が出席をいたしました。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

まず、報告第6号 平成31年度学校評議員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。よろしくお願いします。

\* 「報告第6号」を読み上げた後、

会議資料の「平成31年度 安中市小中学校 学校評議員名簿」をご覧ください。今年度、各小中学校における学校評議員の方々は、ご覧の名簿のとおりです。会議前には、資料の差し替えをお願いいたしまして、申し訳ありませんでした。今年度の秋間小学校における学校評議員のうち1名が急遽変更をすることとなり、まだ具体的に人選されていませんので、本日現在ではその部分だけ未定とさせていただき、次回の定例会では、人選された結果を報告いたします。

学校評議員の任期は1年間とし、2年を超えることができないとし、各学校に5名の学校評議員を委嘱しています。学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の計画・実施、学校と地域社会の連携の進め方等学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うということを役割としています。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第6号 平成31年度学校評議員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質問等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第6号 平成31年度学校評議員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第6号 平成31年度学校評議員の委嘱については、承認されました。

続いて、報告第7号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の石田です。議案を読み上げて、報告とさせていただきます。

\* 「報告第7号」を読み上げた後、

委嘱年月日は、平成31年4月1日です。

任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までです。任期は2年間ですが、委員の所属等における異動や交代により、あらためて6名の委員を委嘱いたしました。

\* 議案書の「3. 委嘱した者」の「氏名」、「所属等」の項目を読み上げた後、

- ・ 櫻井 敦子（小学校長代表）
- ・ 山崎 英俊（中学校長代表）
- ・ 渡邊 欽正（高等学校長代表）
- ・ 久保 直彦（PTA連合会代表）
- ・ 須藤 孝一（青少年センター補導員会代表）
- ・ 大谷 雄一（安中市子ども課長）

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第7号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

議案書の「2. 任期」のところで、その終期が「平成32年3月31日」とありますが、これは令和表記にしなくてもよいのですか。

◇ 生涯学習課長

委嘱年月日が「平成31年4月1日」ですので、交付した委嘱状は平成表記にしています。本日の報告では、令和表記にした方が適切であると思うので、訂正いたします。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、報告第7号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第7号 安中市青少年センター運営協議会委員の委嘱については、承認されました。

続いて、議案に入ります。議案第18号 安中市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 教育部長

本件については、総務課庶務係長が説明いたします。

◇ 総務課庶務係長

それでは説明いたします。

\* 「議案第18号」を読み上げた後、

官民を問わず、教育・文化、体育・スポーツ関係のイベント、行事、大会等の催し物が行われる際、その主催者が、安中市教育委員会の後援名義の使用を希望したり、あるいは、催し物を安中市教育委員会との「共催」とすることを希望したりすることがあります。このような希望は、年間で約100件程度あります。

これまでは「教育関係事業の後援承認基準要綱」に基づき事務処理を行っていましたが、この要綱にはその内容や様式にわかりづらいところ等が見受けられました。

そこで、このたび県内他市等の同様の要綱の中で主に前橋市のものを参考にして、提案の「安中市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱」を制定したいと考えてい

ます。

現行の要綱でも制定案でも、事務処理の内容自体は大きく変わっていませんが、特徴的な部分を説明します。

1つ目は、制定案の第8条では、「事業結果報告」について規定しています。この事業結果報告は、「教育長が必要と認める場合」に書面で求めることができることとし、特にその必要がない場合には、この事業結果報告は省略する作り込みとして、事務処理を簡素化しています。

2つ目は、制定案の第10条では、「その他」として、「この告示に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」という規定を置いています。今回、提案の要綱を制定した後でも、後援の承認を求める主催者は、これまでの「後援承認申請書」の様式を使って、申請手続きを行うことが想定されます。そこで、事務処理の内容自体がこれまでと大きく変わってはいませんので、この第10条の規定により、現行の「後援承認申請書」の様式による申請手続きも可能とし、順次新しい様式での申請手続きを案内、説明していくという運用で実務面を進めてまいりたいと考えています。

3つ目は、実際に事務処理で使用する様式について、事務処理上必要な項目は入れつつ、これまでの様式よりも簡潔で、わかりやすい内容となるよう考慮しています。

この制定案について、市役所の担当部署による法規審査は完了をしています。

本日、ご議決をいただきましたら、本年6月1日より施行をしたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### ◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第18号 安中市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱の制定について、質疑がありましたら、お願いします。

#### ◆ 金井委員

現行の要綱では、後援承認申請書と合わせて申請をした団体の構成役員名等を記入する様式があります。制定案ではこの様式がありませんが、よろしいのですか。

#### ◇ 総務課庶務係長

実務では、毎年行っている行事やイベント等に対して、後援の承認を希望する申請が大半であり、毎年その申請団体の構成役員に変更があるわけではありませぬので、時として、毎年同じ内容でこの様式を提出する団体も相応に見受けられます。この事務処理をわかりやすく、簡素化することが、この要綱を制定する目的の1つでもありますから、このたびの制定案では、ご指摘の様式は割愛をしました。しかし、制定案の第10条では「その他」として、「この告示に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」という規定を置いていますので、事務処理上、申請団体の構成役員を把握する必要がある場合があれば、この規定を用いて適切に対応をまいりたいと

考えています。

◆ 宮川委員

制定案の様式では「後援等承認・不承認決定通知書」として、不承認とする場合の記載が明記されていますが、実際に不承認とするケースもあるのですか。

◇ 総務課庶務係長

平成29、30年度の2年間では、不承認としたケースはありません。過去には不承認としたケースもありましたが、現行の要綱では、審査の結果、不承認とした場合には、任意の様式で、不承認とした結果を通知していました。そこで、このたびの制定案では、様式の中で「承認」、「不承認」の対応ができるよう考慮しました。

◇ 竹内教育長

他には無いようですので、議案第18号 安中市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱の制定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第18号 安中市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

議案を読み上げて、提案とさせていただきます。

\* 「議案第19号」を読み上げた後、

会議資料の「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」をご覧ください。

\* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」中の次の項目を読み上げた後、

- ・ 団体名 安中造形美術協会
- ・ 代表者 北村 真
- ・ 設立目的 委員・会員・一般の親睦協力により創作活動を活発ならしめると共に他の文化団体と連携し、安中市の美術振興を図る。

- ・ 設立年月日 昭和30年4月1日
- ・ 会員数 155名
- ・ 事業内容 安中造形美術展（春季・市民展）、小品展、早春フェスティバル

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第19号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質問等は出なかった。

◇ 竹内教育長

質疑は無いようですので、議案第19号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第19号 安中市社会教育関係団体の認定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議件は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

\* 教育部長、総務課学校給食係長が、5月期臨時会において質問があった事項について、次のとおり補足説明を行った。

- ・ 民間委託をしている自校方式の学校給食現場に配置されている栄養士の状況について、太田市の6校では、いずれも栄養士が1名ずつ配置をされていて、うち4名が県費で、2名は市費で対応をしている。

◇ 竹内教育長

以上で、令和元年安中市教育委員会5月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 教育部長

皆様、大変お疲れ様でした。

この後、企画展を見学していただきますので、ご移動願います。

\* 教育部長が、次のとおり、次回会議の周知を行った。

◆ 6月期定例会

- ・ 日時 6月27日(木) 午後4時
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室